

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
代表取締役社長 山 村 幸 治

第83期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第83期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は東日本大震災の影響を受け、引き続き電力供給問題やタイの洪水など自然災害に翻弄された1年でした。さらに、欧州財政危機を背景とした為替レートの変動や原燃料価格の高騰も加わり、すべての事業分野において近年稀に見る厳しい環境となりました。

かかる状況のもと当社グループは、創業100周年となる2014年に向けた4ヵ年中期経営計画の2年目として、「事業構造改革」「企業風土改革」の2大改革を旗印に掲げ、将来に向けて前進しました。

「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」というビジョンの一層の浸透により、「パッケージング事業の再編と国際化」「ニューガラス事業の多角化」「新規事業とR&Dの推進」「グループコーポレート機能の強化」「人材基盤の確立」の具体的展開に取り組んでまいりました。

既存事業のコア的存在であるガラスびん関連事業は、業界出荷量の長期的下落傾向のなかで、セグメント売上高がわずかながら前連結会計年度に及ばず、減収となりました。プラスチック容器関連事業は、ペットボトル・飲料用キャップともに販売が前連結会計年度を下回り、減収となりました。物流関連事業は、請負作業および運送の新規受注が奏功し、増収となりました。ニューガラス関連事業は、山村フォトンクス株式会社の売上が寄与したものの、当社ニューガラス部門の大幅な出荷減により、セグメント売上高が減収となりました。その他事業は、子会社2社の売上伸長によりセグメント売上高が増収となりました。

これらの結果グループ全体として、当連結会計年度の連結売上高は70,928百万円(前期比2.3%減)と減収となりました。

営業費用を削減するため、固定費の削減等コストダウンに注力したものの、原燃料価格の上昇もあり、連結営業利益は1,497百万円(前期比43.9%減)と大きく減益となりました。

海外事業面で持分法による投資利益が762百万円(前期比5.5%増)と増加し、その他の営業外損益も改善したことにより、連結営業利益からの積み増しはあったものの、連結経常利益は2,054百万円(前期比33.0%減)と減益となりました。

特別損失に東日本大震災関連の災害による損失136百万円、期末時価下落による投資有価証券評価損117百万円等を計上し、法人税等調整額に法人税率引下げによる影響額196百万円等を計上した結果、連結当期純利益は975百万円（前期比48.3%減）と大きく減益となりました。

以下に事業セグメント別の概況を報告いたします。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん需要の減退により当社の出荷量も毎年減少するなか業界シェアは維持したものの、セグメント売上高は36,372百万円（前期比1.2%減）と減収となりました。また減価償却費・定期修繕費・労務費等の減少はあったものの、原燃料価格上昇による費用負担増などにより、セグメント利益は300百万円（前期比66.6%減）と減益となりました。

② プラスチック容器関連事業

東日本大震災で宇都宮工場が被災し、ペットボトル・飲料用キャップともに生産が一時停止した影響からほぼ回復したものの、需要は低迷し、セグメント売上高は10,789百万円（前期比9.9%減）と減収となりました。また固定費の削減や生産効率の向上等に注力し、修繕費・労務費等の減少はあったものの、原料価格上昇による費用負担増などにより、セグメント利益は792百万円（前期比20.1%減）と減益となりました。

③ 物流関連事業

新規物流センターの作業および運送を受注したほか新規開拓により、セグメント売上高は11,008百万円（前期比4.6%増）と増収となりました。しかし既存業務の単価改定や新規業務の立上げに伴う費用負担があり、セグメント利益は300百万円（前期比45.4%減）と減益となりました。

④ ニューガラス関連事業

前連結会計年度第2四半期に完全子会社化した山村フォトニクス株式会社の売上が寄与したものの、当社ニューガラス部門において需要減に伴いプラズマテレビ用粉末ガラス等の出荷が大幅に減少したため、セグメント売上高は4,494百万円（前期比15.2%減）と減収となりました。

また固定費削減等に注力し、減価償却費・修繕費・労務費等の減少はあったものの、出荷減の影響を免れられませんでした。山村フォトニクス株式会社の体質改善に努めるものの同社の営業損失脱却が出来ず、当社ニューガラス部門も減益となつて、セグメント利益は△69百万円（前期は491百万円）と損失に転落しました。

⑤ その他事業

当社エンジニアリング事業が減収となつたものの、子会社2社が売上を伸ばしたことにより、セグメント売上高は8,263百万円（前期比3.6%増）と増収となりました。子会社が増収となつた要因は、ガラスびんの高価格製品を集中して受注できたことと、ペットボトルの出荷が大幅に増えたことです。子会社2社の増収に伴う増益により、セグメント利益は93百万円（前期比78.7%増）と増益となりました。

海外事業展開としては、前連結会計年度に出資し当社の関連会社（持分法非適用）となつていたサンミゲル山村ウタマ・インドプラス（持分49%）について、当連結会計年度にサンミゲル山村パッケージング・インターナショナルの持分51%を取得して、当社の完全子会社としました。併せて社名を山村ウタマ・インドプラスへ変更しております（非連結子会社）。

（2）対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2014年に向けた4ヵ年中期経営計画の3年目に入ります。「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」というビジョンをさらに浸透させ、「事業構造改革」と「企業風土改革」の2大改革の実現を目指してまいります。

「事業構造改革」

- 1) パッケージング事業の再編と国際化
- 2) ニューガラス事業の多角化
- 3) 新規事業とR&Dの推進

「企業風土改革」

- 4) グループコーポレート機能の強化
- 5) 人材基盤の確立

上記の骨子に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。
キーワードは「品質向上」と「コストダウン」です。

① ガラスびん関連事業

人口減少や消費者嗜好の変化により、ガラスびんの需要は長期的に減少するという構造にあります。加えて、新興国のエネルギー需要増加により、原燃料コストの高騰が続くと予想されます。このような状況において、需要に見合った柔軟な供給体制の構築や生産効率の向上により、適正利益の確保に注力します。また環境を重視した生産技術の研鑽に努め、環境問題に対する社会的要請に応えます。

② プラスチック容器関連事業

ペットボトル事業では、お客様が内製化を推進される状況が続くなか、飲料分野以外の事業領域に進出するための研究開発を進めます。プラスチックキャップ事業では、主力の飲料用耐熱ペットボトル向けキャップの一層の改良と効率的な生産を追求し、競争力の強化に努めます。同時に、飲料以外のキャップの開発を行い事業の安定した拡大を進めます。海外では、アジア地域への展開をさらに推進し、国内事業と一体的に取り組みます。

③ 物流関連事業

物流機能全般（倉庫・運送・作業等）の業務バランスを考慮しながら新規業務の開拓に努めるとともに、付加価値の高いサービスを提供できる体制の構築に努め、業務品質の向上に加えて業務効率化によるコストダウンを徹底し、安定した利益の確保を目指します。

④ ニューガラス関連事業

当社ニューガラス部門では、主力製品であるプラズマディスプレイパネル関連製品において需要が減少しており、固定費の削減等により安定的に利益が確保できるよう注力します。環境関連分野では需要の拡大が見込まれる太陽電池用粉末ガラスやLED用関連材料の販路拡大を図り、新たな事業の柱となるよう注力します。加えて、ビジネスサイクルの速い事業環境のなかで事業領域を拡大するため、新分野の研究開発を継続して実施します。山村フォトンクス株式会社においては、グループ内で連携して事業安定化に取り組み、光学分野における当社との相乗効果を含めた事業拡大に努めます。

⑤ その他事業

当社エンジニアリング事業においては、価格競争力を強化するために海外調達率の向上や部品の共通化によるコストダウンを進めます。また販売面では当社グループのネットワークを活用し、製びん関連設備や搬送設備等の拡販に努めます。子会社2社においては、自社の強みを生かした事業展開を目指します。

海外事業展開としては、経済成長著しいアジア地域の包装容器関連市場において、当社の関係会社や提携先を通じて業容の拡大を進めます。当社が築いてきたネットワークをさらに充実させることにより、国際展開を推進します。

また、次世代パッケージの開発や新規事業への進出を推進するため、研究開発センターの建設に着手しました。新規参入は厳しい条件下にあるものの、早期の事業化を目指しR&Dに注力します。

さらに、有用な人材確保とその育成は事業継続の基盤と位置づけ、国内外の両方を視野に入れ、人材育成の強化を最優先課題に据えるとともに、多様な人材を積極的に活用する施策を推進します。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度の資金調達において、特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の様況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,252百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当 社	東京工場	ガラスびん生産設備更新
	播磨工場	ガラスびん生産設備更新
	大阪工場	ガラスびん生産設備更新
	宇都宮工場	プラスチックキャップ生産設備新設等
	関西工場	プラスチックキャップ生産設備改造等

(5) 企業集団の財産および損益の様況

区 分	第 80 期 (平成21年3月期)	第 81 期 (平成22年3月期)	第 82 期 (平成23年3月期)	第 83 期 (平成24年3月期)
売 上 高 (百万円)	73,435	72,784	72,600	70,928
営 業 利 益 (百万円)	1,499	3,322	2,667	1,497
経 常 利 益 (百万円)	1,576	3,773	3,063	2,054
当 期 純 利 益 (百万円)	526	2,604	1,887	975
1株当たり当期純利益 (円)	4.79	24.79	17.97	9.28
総 資 産 (百万円)	92,934	96,507	94,722	92,002
純 資 産 (百万円)	48,843	51,589	50,894	50,638

(6) 重要な子会社の様況

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
山村倉庫株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
星硝株式会社	18	93.3	ガラスびん、日用品の仕入・販売
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
株式会社山村製壺所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要製品等
ガラスびん関連事業	ガラスびん
プラスチック容器関連事業	ペットボトル、プラスチックキャップ
物流関連事業	輸送・保管、構内作業
ニューガラス関連事業	エレクトロニクス用ガラス
その他事業	ガラスびん、プラスチック容器、 製びん機、搬送装置等

(8) 主要な営業所および工場

当社	関西本社	兵庫県尼崎市西向島町15番1		
	東京本社	東京都新宿区西新宿6丁目14番1号		
	営業所	東部営業部	(東京都新宿区)	
		西部営業部	(尼崎市)	
		中部営業所	(名古屋市)	
		西日本営業所	(福岡市)	
	工場	ガラスびん	東京工場	(相模原市)
			埼玉工場	(熊谷市)
			播磨工場	(兵庫県加古郡)
			大阪工場	(高槻市)
		プラスチック容器	関西工場	(兵庫県加古郡)
			宇都宮工場	(宇都宮市)
			川島プラント	(埼玉県比企郡)
ニューガラス	鳴尾浜プラント	(西宮市)		
	尼崎プラント	(尼崎市)		
エンジニアリング	(尼崎市)			
子会社	山村倉庫株式会社	本社	(尼崎市)	
	星硝株式会社	本社	(東京都港区)	
	山村フォトリソ株式会社	本社・工場	(横浜市)	
	株式会社山村製壜所	本社・工場	(西宮市)	

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	789名	8名減
プラスチック容器関連事業	96	4名増
物流関連事業	639	30名増
ニューガラス関連事業	213	19名減
その他事業	86	2名増
全社（共通）	84	1名増
合計	1,907	10名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,059名	14名減	40.7歳	18.1年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,520
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,800
株式会社三井住友銀行	2,580

(注) 上記のほか、シンジケートローン（借入先：株式会社三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社および株式会社三菱東京UFJ銀行ほか2社）による借入金が10,000百万円あります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
(2) 発行済株式の総数 111,452,494株 (前期末比 増減なし)
(3) 当事業年度末の株主数 10,810名 (前期末比 447名減)
(4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主 (上位10名) は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,329 ^{千株}	8.88 [%]
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,252	4.05
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,231	4.03
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,205	4.00
旭 硝 子 株 式 会 社	3,836	3.65
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,552	3.38
日 本 山 村 硝 子 取 引 先 持 株 会	3,298	3.14
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー オン ビーフ オブ クライアソツ	3,250	3.09
山 村 幸 治	2,946	2.80
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,394	2.28

- (注) 1. 当社は、平成24年3月31日現在、自己株式6,425千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る持株数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 村 幸 治	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
専 務 取 締 役	谷 上 嘉 規	環境室、コーポレート本部、 研究開発センター およびニューガラスカンパニー管掌
取 締 役	目 鳥 辰 也	ガラスびんカンパニー社長、 エンジニアリングカンパニー管掌
取 締 役	上 高 雄 樹	プラスチックカンパニー社長
取 締 役	井 上 善 雄	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	木 村 孔 一	
常 勤 監 査 役	伊 木 正 夫	
監 査 役	鳥 山 半 六	色川法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	宮 内 俊 江	愛法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役井上善雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川製紙所と当社との間に、特別な関係はありません。
3. 監査役鳥山半六氏および宮内俊江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役木村孔一氏は、長年にわたり当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成24年3月31日現在、当社は、取締役井上善雄氏、監査役鳥山半六氏、監査役宮内俊江氏の3名を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
6. 監査役宮内俊江氏は、平成24年4月1日付で健康上の理由により、辞任しております。また、この辞任に伴い、平成23年6月24日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された高坂敬三氏が同日付で監査役に就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 名	支給額 百万円	備 考
取締役 (うち、社外取締役)	5 (1)	95 (6)	株主総会決議による報酬限度額は、月額12百万円（うち社外取締役分1百万円）であります。
監査役 (うち、社外監査役)	4 (2)	35 (8)	株主総会決議による報酬限度額は、月額3百万円であります。
合 計 (うち、社外役員)	9 (3)	131 (14)	

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）を34百万円支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

取締役井上善雄氏は、当期に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、独立した立場から、財務や海外の案件を中心に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鳥山半六氏は当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の内部統制システム、コンプライアンス体制の整備・運用などについて、また監査役宮内俊江氏は取締役会13回のうち12回に出席し、同様に当社の男女共同参画の推進、人権啓発への取り組みなどについて、発言を行っております。

また、当期に開催された監査役会15回のうち、監査役鳥山半六氏は15回すべてに出席、監査役宮内俊江氏は14回に出席し、主としてコンプライアンスの観点から取締役（会）の職務執行に関する意見を表明するとともに、監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について、提言を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は平成18年6月28日開催の第77期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が社外役員の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役（監査役）の責任限定契約

社外取締役（監査役）は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	42百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対し、下記に関する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っております。

- ・コンサルティング費用
- ・調査費用

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査法人または当該法人に所属する公認会計士が会社法、公認会計士法等の法令違反により懲戒処分を受け、または受ける見込みとなった場合、あるいは会社都合による場合に、取締役会は決議を行い、監査役会の同意を得て、その解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会において定める経営の基本方針及び業務執行方針の大綱並びに職務分掌に基づき、業務執行を行う。

「取締役会規則」に取締役が取締役会に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。内部統制担当役員は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底及び順守を担当する。

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部門・事業所や子会社の調査を実施し、取締役の職務執行を監査する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、取締役の法令または定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができるとともに、通報した者はそのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を安全かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存、管理する。また、取締役、監査役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっている。なお、記録、保存、管理する主な情報は、以下の通りとする。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・稟議書
- ・会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的、組織横断的なリスクの監視及び対応は、コーポレート本部管掌役員が行い、各部門の業務執行に係るリスクについては、担当部門長が行う。また、経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は取締役会に報告する。

C S R推進室は、各部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ経営にかかわる重要事項は、取締役会（原則、月1回開催）または社長によって任命された取締役及び執行役員等により構成される経営会議（原則、月2回開催）において執行の意思決定を行う。

取締役会の決議を要する重要事項は「取締役会規則」に具体的に定める。また、「稟議規程」に、各部門の権限の範囲を明確に定め、適正な組織運営を図る。

各取締役は、取締役会及び経営会議に、定期的に担当部門の業務執行状況を報告する。また、中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年担当部門の経営計画を作成し、その執行状況は、各担当部門の責任者より役付取締役が、四半期報告会において報告を受ける。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長は、原則、毎年1回開催する管理者大会において、コンプライアンスに関する基本方針を発表する。

コンプライアンス体制の基礎として「企業活動に関する基本指針・行動基準」を定める。内部統制担当役員は、グループ全社の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視し、必要な場合には、諸施策を策定し、実施する。

反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針」に基づき、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、法令及び定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができる。通報した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

グループ全社の業務執行が法令及び定款に適合していることを保証するため、執行部門から独立した組織であるCSR推進室監査グループによる内部監査を定期的を実施する。

監査役は当社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるなど、必要な措置を適時に講じる。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業活動に関する基本指針・行動基準」は、企業集団で共有する。

コーポレート本部管掌役員は、「重要事実についてのグループ会社の報告義務」に基づき、グループ全体の業務の適正に対して重要な影響を与える事象について報告を受け、併せて取締役会に報告する。

グループ社長会を定期的（年8回）に開催し、当社グループの重要な経営方針について認識の共有を図る。

監査役は、その職務分担に従い、グループ社長会に出席するほか、分担して子会社に対する会計監査人監査に立会う。また、監査役及び子会社監査役は定期的（原則、半期毎）に監査役連絡会議を開催し、情報交換を行う。

7. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会より要望があった場合、取締役会の決議により、監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

当該使用人は、原則として専任とし、監査役の指揮命令下において業務を執行する。また当該使用人の人選については監査役の意見を尊重して行う。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役会の同意を得て行う。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席し取締役の業務執行状況についての報告を聴取する。また、その職務分担に従い、経営会議、カンパニー執行役員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行状況を把握するとともに、適宜、取締役及び使用人との情報交換、意見交換を行う。

社長は、監査役会と定期的（原則、半期毎）に懇談会を開催し、情報交換並びに意見交換を行う。

「目安箱に関する規程」に社内通報制度を定め、内部統制担当役員は定期的（原則、四半期毎）に監査役の出席する取締役会にその運用状況を報告し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が業務執行に係る重要な会議に出席するほか、定期的に主要事業所を巡回し、各組織階層での業務執行の監査の実効性を確保できるよう、取締役は部門長及び担当者に監査の重要性を認識させる。

監査役は、CSR推進室監査グループと連絡会議を定期的（原則、半期毎）に開催するほか、連携して業務監査を行う。また、会計監査人と随時、意見交換を行い、連携して会計監査及び業務監査を行う。

（備考）事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,357	流動負債	17,252
現金及び預金	10,752	支払手形及び買掛金	7,354
受取手形及び売掛金	19,617	短期借入金	6,212
商品及び製品	6,746	未払金	1,346
仕掛品	439	未払法人税等	238
原材料及び貯蔵品	2,041	未払消費税等	160
前払費用	135	未払費用	985
繰延税金資産	374	賞与引当金	619
その他	1,295	役員賞与引当金	19
貸倒引当金	△45	その他	314
固定資産	50,644	固定負債	24,112
有形固定資産	29,962	社債	1,000
建物及び構築物	10,499	長期借入金	15,030
機械装置及び運搬具	7,079	退職給付引当金	3,098
工具、器具及び備品	672	特別修繕引当金	4,442
土地	11,319	その他	541
建設仮勘定	391	負債合計	41,364
無形固定資産	350	(純資産の部)	
投資その他の資産	20,332	株主資本	56,113
投資有価証券	2,821	資本金	14,074
関係会社株式	14,213	資本剰余金	17,300
関係会社出資金	856	利益剰余金	25,958
長期貸付金	7	自己株式	△1,219
長期前払費用	107	その他の包括利益累計額	△5,520
繰延税金資産	1,874	その他有価証券評価差額金	220
その他	508	繰延ヘッジ損益	35
貸倒引当金	△57	為替換算調整勘定	△5,775
資産合計	92,002	少数株主持分	44
		少数株主持分	44
		純資産合計	50,638
		負債純資産合計	92,002

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高 価		70,928
売 上 原 価		58,121
売 上 総 利 益		12,807
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,310
営 業 利 益		1,497
営 業 外 収 益		1,172
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	79	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	762	
そ の 他	314	
営 業 外 費 用		615
支 払 利 息	343	
そ の 他	271	
経 常 利 益		2,054
特 別 利 益		2
固 定 資 産 売 却 益	2	
特 別 損 失		355
災 害 に よ る 損 失	136	
固 定 資 産 廃 棄 損	74	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	117	
支 払 補 償 金	27	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,701
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		491
過 年 度 法 人 税 等		△120
法 人 税 等 調 整 額		350
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		979
少 数 株 主 利 益		4
当 期 純 利 益		975

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日期首残高	14,074	17,300	25,665	△1,218	55,823
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△682		△682
当期純利益			975		975
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	292	△1	290
平成24年3月31日期末残高	14,074	17,300	25,958	△1,219	56,113

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成23年4月1日期首残高	△28	23	△4,966	△4,971	43	50,894
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△682
当期純利益						975
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	248	11	△809	△548	1	△547
連結会計年度中の変動額合計	248	11	△809	△548	1	△256
平成24年3月31日期末残高	220	35	△5,775	△5,520	44	50,638

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

山村倉庫㈱、星硝㈱、山村フォトニクス㈱、㈱山村製塲所

主要な非連結子会社の名称等

日硝精機㈱、展誠(蘇州)塑料製品有限公司

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 3社

サンミゲル山村アジア・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・インターナショナル

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

日硝精機㈱、展誠(蘇州)塑料製品有限公司

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	その他有価証券 時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ取引により生じる正味の債権 (及び債務)		時価法
たな卸資産	製品、商品、仕掛品	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
	原材料、貯蔵品	主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
(リース資産を除く)	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法
(リース資産を除く)	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
少額減価償却資産	3年均等償却 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

- | | |
|---------|--|
| 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |
| 特別修繕引当金 | 周期的に行う硝子溶解窯の修理に備えるため、その見積額を次回修理までの期間に按分して計上しております。 |
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
在外関連会社の資産および負債は、決算時の為替相場により円貨に換算し、損益は期中平均為替相場により円貨に換算しております。なお、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- | | |
|--------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。 |
| ③ヘッジ方針 | 内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。 |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | 取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。 |
| ⑤その他 | リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。 |
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれん相当額の償却については、発生原因に応じて、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.63%となっておりましたが、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.59%に変更されます。

この税率変更により、当連結会計年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は180百万円減少し、法人税等調整額は196百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産

12,385百万円

担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む)

4,850百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

103,035百万円

(リース資産に係る減価償却累計額を含む)

3. 期末日満期手形の処理

期末日は金融機関の休日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末日満期手形は次のとおりです。

受取手形

623百万円

支払手形(流動負債その他の設備関係支払手形を含む)

46百万円

4. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額

189百万円

(うち、当連結会計年度実施額 24百万円)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 普通株式 111,452千株
2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額
- 平成23年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 367百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 3円50銭 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月27日 |
- 平成23年11月7日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 315百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 3円00銭 |
| 基準日 | 平成23年9月30日 |
| 効力発生日 | 平成23年12月5日 |
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成24年6月22日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 262百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たりの配当額 | 2円50銭 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月25日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社および連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行、新株の発行等によるものとしております。デリバティブは、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

長期貸付金については、貸付先である関係会社や取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日です。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ会計の方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. (5)」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従い行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2、（注）3を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額※	時価※	差額
(1) 現金及び預金	10,752	10,752	-
(2) 受取手形及び売掛金	19,617	19,617	-
(3) 投資有価証券	2,584	2,584	-
その他有価証券	2,584	2,584	-
(4) 支払手形及び買掛金	(7,354)	(7,354)	-
(5) 短期借入金	(6,212)	(6,212)	-
(6) 社債	(1,000)	(1,009)	9
(7) 長期借入金	(15,030)	(15,208)	178
(8) デリバティブ取引	56	56	-

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	804	1,370	565
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,461	1,214	△247
合計		2,266	2,584	318

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また短期借入金には、1年以内に決済される予定の長期借入金を含めております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象としており、その時価については当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
繰延ヘッジ処理	コモディティスワップ取引	仕入価格	395	—	48	取引先金融機関等から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	10,000	9,000	※1	
為替予約等の振当処理	為替予約取引	仕入債	157	—	8	取引先金融機関等から提示された価格によっている。
		短期貸付金	152	—	※2	

※1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

※2. 為替予約等の振当処理によるもののうちヘッジ対象が短期貸付金であるものについては、ヘッジ対象である短期貸付金と一体として処理されております。短期貸付金は重要性が乏しく、連結貸借対照表上で区分掲記していないことから、その時価についても注記を省略しております。

(注) 2. 投資有価証券のうち、非上場株式236百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 関係会社株式、関係会社出資金については、全て市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	481円72銭
2. 1株当たり当期純利益	9円28銭

(備考) 当連結計算書類に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,543	流動負債	15,025
現金及び預金	8,712	支払手形	56
受取手形	2,979	買掛金	5,999
売掛金	14,383	短期借入金	3,262
商品及び製品	6,242	1年内返済予定の長期借入金	3,250
仕掛品	328	未払金	372
原材料及び貯蔵品	1,828	未払法人税等	188
前渡金	62	未払事業所税	76
前払費用	36	未払消費税	81
繰延税金資産	346	未払費用	299
短期貸付金	1,461	前受り	83
未収入金	100	前受り	40
その他の	105	前受り	0
貸倒引当金	△44	賞与引当金	537
固定資産	50,523	設備関係未払金	760
有形固定資産	26,638	その他	16
建物	7,269	固定負債	22,785
構築物	585	社債	1,000
機械及び装置	6,752	長期借入金	15,030
車両運搬具	1	リース債	13
工具、器具及び備品	559	退職給付引当金	2,283
土地	11,084	特別修繕引当金	4,307
建設仮勘定	385	その他	151
無形固定資産	254	負債合計	37,811
ソフトウェア	183	(純資産の部)	
その他	70	株主資本	49,053
投資その他の資産	23,630	資本金	14,074
投資有価証券	2,442	資本剰余金	17,300
関係会社株式	17,987	資本準備金	17,300
関係会社出資金	856	その他資本剰余金	0
従業員に対する長期貸付金	6	利益剰余金	18,897
関係会社長期貸付金	248	利益準備金	1,551
長期前払費用	90	その他利益剰余金	17,346
繰延税金資産	1,850	固定資産圧縮積立金	795
その他	195	別途積立金	13,000
貸倒引当金	△48	繰越利益剰余金	3,551
資産合計	87,066	自己株式	△1,219
		評価・換算差額等	201
		その他有価証券評価差額金	166
		繰延ヘッジ損益	35
		純資産合計	49,255
		負債純資産合計	87,066

損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,992
売上原価		42,564
売上総利益		11,427
販売費及び一般管理費		10,293
営業利益		1,133
営業外収益		1,017
受取利息	23	
受取配当金	580	
その他	414	
営業外費用		616
支払利息	345	
その他	270	
経常利益		1,535
特別利益		2
固定資産売却益	2	
特別損失		319
災害による損失	102	
固定資産廃棄損	71	
投資有価証券評価損	117	
支払補償金	27	
税引前当期純利益		1,218
法人税、住民税及び事業税		312
過年度法人税等		△108
法人税等調整額		319
当期純利益		695

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成23年4月1日 期首残高	14,074	17,300	0	1,551	775	13,000	3,558	△1,218	49,042
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					59		△59		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△39		39		—
剰余金の配当							△682		△682
当期純利益							695		695
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	0	—	19	—	△6	△1	10
平成24年3月31日 期末残高	14,074	17,300	0	1,551	795	13,000	3,551	△1,219	49,053

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成23年4月1日 期首残高	△73	23	△49	48,993
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△682
当期純利益				695
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	239	11	251	251
事業年度中の変動額合計	239	11	251	261
平成24年3月31日 期末残高	166	35	201	49,255

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、仕掛品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

（一部原材料(カレット)については総平均法。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産

3年均等償却

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 特別修繕引当金 周期的に行う硝子溶解窯の修理に備えるため、その見積額を次回の修理までの期間に按分して計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

③ ヘッジ方針

当社の内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。

⑤ その他

リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。

- (2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産 12,385百万円

担保に係る債務

長期借入金(1年内返済分を含む) 4,850百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

95,225百万円

(リース資産に係る減価償却累計額を含む)

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 3,302百万円

長期金銭債権 248百万円

短期金銭債務 1,548百万円

4. 保証債務

山村フォトリクス㈱のファクタリング債務に対する保証 189百万円

5. 期末日満期手形の処理

期末日は金融機関の休日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末日満期手形は次のとおりです。

受取手形 492百万円

支払手形 1百万円

6. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額

169百万円

(うち、当事業年度実施額 24百万円)

7. 退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度に基づく退職給付引当金の期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む)は、以下のとおりです。

	退職一時金	規約型確定給付企業年金	合計
①退職給付引当金(年金資産控除前)	2,174百万円	2,198百万円	4,373百万円
②退職給付信託の年金資産	—	2,089百万円	2,089百万円
③退職給付引当金(純額)(①-②)	2,174百万円	109百万円	2,283百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	4,338百万円
売上原価	5,213百万円
販売費及び一般管理費	6,846百万円
営業取引以外の取引高	696百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	6,425千株
-------------------	------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,624百万円
特別修繕引当金	724百万円
その他	746百万円
繰延税金資産小計	3,095百万円
評価性引当額	△356百万円
繰延税金資産合計	2,738百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△444百万円
その他	△96百万円
繰延税金負債合計	△540百万円
繰延税金資産の純額	2,197百万円

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.63%となっておりましたが、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.59%に変更されます。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は178百万円減少し、法人税等調整額は190百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引
リース資産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。
2. オペレーティング・リース取引
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 468円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円62銭 |

(備考) 当計算書類に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、上記監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為及び法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月11日

日本山村硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 伊木正夫 ㊟

常勤監査役 木村孔一 ㊟

監査役 鳥山半六 ㊟

監査役 高坂敬三 ㊟

(注1) 監査役鳥山半六及び監査役高坂敬三は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役高坂敬三は、平成24年4月1日監査役宮内俊江氏のご健康上の理由による辞任に伴い、補欠監査役より監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第83期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、262,567,783円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまむら こうじ 山村 幸治 (昭和37年9月25日)	平成3年6月 山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年5月 同社常務取締役 平成13年3月 同社取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成20年2月 同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者（現任）	2,946,000 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たにがみ よしのり 谷 上 嘉 規 (昭和28年2月5日)	昭和53年3月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成14年6月 同社取締役 平成16年4月 同社常務取締役 平成20年6月 同社専務取締役(現任) <担当> 環境室、コーポレート本部、研究開発センターおよびニューガラスカンパニー管掌	160,000 株
3	めとり たつや 目 鳥 辰 也 (昭和27年11月27日)	昭和50年4月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成19年4月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役(現任) <担当> ガラスびんカンパニー社長、エンジニアリングカンパニー管掌	79,000 株
4	うえたか ゆうき 上 高 雄 樹 (昭和30年10月2日)	昭和61年7月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成20年6月 同社取締役(現任) <担当> プラスチックカンパニー社長	80,000 株
5	いのうえ よしお 井 上 善 雄 (昭和39年11月8日)	昭和62年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成10年3月 株式会社巴川製紙所入社 平成11年6月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成13年6月 東セロ株式会社(現三井化学東セロ株式会社)社外取締役(現任) 平成14年6月 株式会社巴川製紙所代表取締役社長(現任) 平成19年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役(現任)	60,000 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上善雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上善雄氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
同氏の経営者としての経験と幅広い見識が、当社の経営体制の強化に引き続き寄与していくものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 井上善雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、定款の規定に基づき、井上善雄氏との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役伊木正夫氏、鳥山半六氏および平成24年4月1日付で辞任いたしました宮内俊江氏の補欠として就任いたしました高坂敬三氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	すずき ひとし 鈴木 仁 (昭和29年4月10日)	昭和53年4月 日本硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成13年4月 同社プラスチックカンパニーボトル技術部長 平成17年10月 同社プラスチックカンパニー宇都宮工場長 平成20年4月 同社プラスチックカンパニー品質保証部長 平成23年4月 同社環境室長(現任)	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	とりやま はんろく 鳥山半六 (昭和34年9月5日)	昭和63年4月 弁護士登録 同 色川法律事務所入所 平成7年1月 同所パートナー弁護士(現任) 平成13年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役 (現任) 平成20年6月 株式会社コミュニューチャ社外監査 役(現任)	10,000 株
※3	さいとう よしえ 齋藤好江 (昭和36年4月10日)	昭和61年9月 監査法人中央会計事務所入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成9年2月 齋藤公認会計士事務所開設、同所 長(現任)	一 株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査役候補者であります。
3. 監査役候補者鳥山半六氏および齋藤好江氏は、社外監査役候補者であります。
4. 両名を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 鳥山半六氏につきましては、企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であると考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 齋藤好江氏につきましては、財務および会計に精通しており、客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であると考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 鳥山半六氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって11年となります。
6. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、定款の規定に基づき、鳥山半六氏との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であり、また、齋藤好江氏が原案どおり選任されますと、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年6月24日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された高坂敬三氏は、平成24年4月1日付で監査役に就任いたしました。第3号議案のとおり本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第3号議案「監査役3名選任の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
こうさか けいぞう 高坂敬三 (昭和20年12月11日)	昭和45年4月 弁護士登録 同 色川法律事務所入所 昭和52年1月 同所パートナー弁護士 平成7年4月 日本弁護士連合会理事 同 大阪弁護士会副会長 平成13年1月 色川法律事務所代表弁護士(現任) 平成18年6月 東洋アルミニウム株式会社社外監査役 (現任) 平成20年6月 株式会社キーエンス社外監査役(現任) 平成21年3月 住友ゴム工業株式会社社外取締役(現任) 平成24年4月 日本山村硝子株式会社社外監査役(現任)	一 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高坂敬三氏は、社外監査役候補者鳥山半六氏および齋藤好江氏の補欠監査役として選任するものであります。
3. 高坂敬三氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- 同氏は弁護士として長年企業法務に携わって精通しており、培われた経験に基づく高い専門的見地から経営監視を行うことが可能であると考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 高坂敬三氏は、平成24年6月22日に開催される積水化成工業株式会社の定時株主総会において、社外監査役に就任する予定です。

5. 社外監査役との責任限定契約について

高坂敬三氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

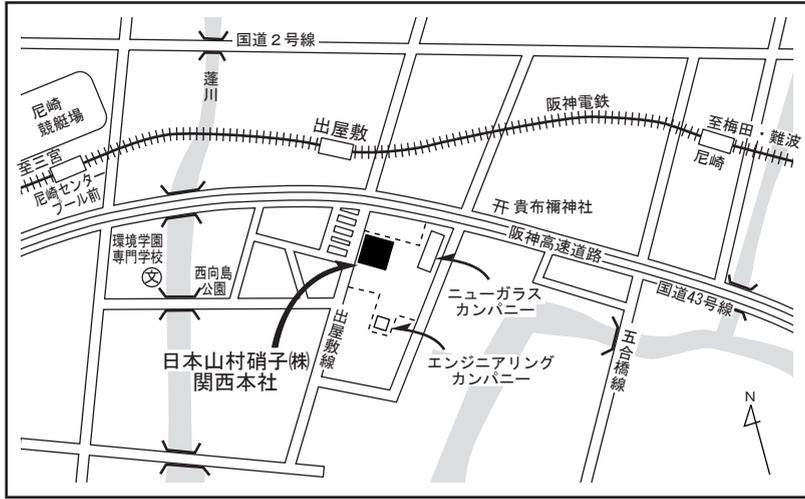
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第71期定時株主総会において、「月額300万円以内」とご決議いただき、今日に至っておりますが、近年の監査役の職務範囲の拡大ならびに重責化等を鑑みて、「月額350万円以内」と改定させていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となります。

以上

会場ご案内図



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番 1

日本山村硝子株式会社 関西本社

電 話 06-4300-6000(代)

■ 阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩 5 分